

東根市ペレットストーブ・薪ストーブ設置支援事業費補助金

市では、地球に優しいペレットや薪などの木質バイオマスを燃料とする暖房機の普及を支援することにより、森林資源の有効活用を図り、持続可能な循環型社会の実現と地球温暖化の抑制に寄与するため、ペレットストーブ等を設置する方に補助金を交付します。

【補助対象者】 ※全ての項目に該当する人

- 法人ではなく個人
- ペレットストーブ等を設置する市内の住宅に住民票の住所をおいているまたは異動予定の人
- 店舗兼住宅の場合、住宅部分の床面積が当該建築物の延床面積の2分の1以上を占める建築物の住宅部分に設置する人
- 市税等を滞納していない人(前住所地を含む)
- ペレットストーブ等の設置に関する東根市の他の補助金の交付を受けていない人(商工観光課の住まい応援事業等)
- 設置するペレットストーブ等を5年以上使用する予定の人(宣誓書に記入)
- ペレットストーブ等について、適正な管理及び使用ができる人(宣誓書に記入)



【補助対象設備】 ※未使用品であること

- ペレットストーブ 木質ペレットを燃料として使用する暖房機
- 薪ストーブ 薪を燃料として使用する暖房機

※EN(ヨーロッパ・ノーム)、EPA(米国環境保護庁)等の承認を受けた設備、又は二次燃焼機能を備え、当該承認を受けた設備と同等の水準の環境性能を有する設備が対象となります。

【補助対象経費】

ペレットストーブ等の本体の購入及び設置に要する経費および煙突等の配管に係る経費。
設置者が自ら設置工事を行う場合は、機器及び工事に要する原材料の購入に要する経費。

【補助金額】

上限10万円(補助対象経費の3分の1、千円未満切り捨て)

【補助金申請の流れ】

- ① ペレットストーブまたは薪ストーブの設置工事の着工や本体等の購入前に、補助金交付申請書等を提出してください。

→(市役所)書類の内容を確認し、申請者へ補助金交付決定通知書を送付いたします。

※(必読)事前に補助対象設備の確認等を行うため、決定通知書受領後に着工・購入するようお願いいたします。

- ②ペレットストーブまたは薪ストーブの設置工事を進めてください。

- ③事業完了日から30日を経過する日と令和8年3月31日(火)のいずれか早い日までに、実績報告書等を提出してください。

→(市役所)申請者宅を訪問し、設置状況を確認します。書類の内容を確認し、申請者へ補助金交付額確定通知書を送付いたします。送付から3～4週間後に補助金を入金します。

[補助金申請時の提出書類]

<1> 補助金交付申請書を提出するとき

提出書類	備考
○補助金交付申請書(様式第1号)	
○事業計画書(様式第2号)	
○誓約書(様式第3号)	
○ペレットストーブ・薪ストーブについて	
・設置する住宅の位置がわかる地図	
・住宅内の設置場所がわかる書類	・住宅の図面等の写し
・設置場所の現況写真	・新築住宅で完成前の場合、省略可
・性能や仕様がわかる書類	・カタログ等の写し
・補助対象経費がわかる書類	・見積書等の写し
○書類チェックリスト	

<2> 実績報告書を提出するとき

提出書類	備考
○実績報告書(様式第7号)	
○事業成績書(様式第2号)	
○領収書の写し	・領収書のあて名が補助金申請者となっているもの ・ペレットストーブ等の設置費が確認できるもの
○設置後の状況写真	
○設置場所及びその付近の見取図	・補助金交付申請時から変更がない場合は不要
○納税証明書	・R6. 1. 1時点で東根市に住所があれば不要
○補助金請求書(様式第9号)	・シャチハタ以外で押印ください
○書類チェックリスト	

[提出先・お問い合わせ先]

〒999-3795 東根市中央一丁目1番1号

東根市役所 生活環境課 生活環境係(市役所1階6番窓口)

午前8時 30 分～午後5時 15 分(土日祝・その他閉庁日を除く)

TEL 0237-42-1111(内線 2175)

メール seikatsu@city.higashine.yamagata.jp

